

VIII 悪 臭

1. 概 況

私たちの身のまわりには、多くの人から好まれるにおい（芳香）から大部分の人に嫌われるにおい（悪臭）まで、様々な「におい」が存在しています。この中で人に不快感や嫌悪感を与える悪臭が工場及び事業場などから排出され、周辺住民の生活環境を損なうと悪臭公害となります。

悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害であり、種々の物質が混じり合い発生するケースが多く、住民の悪臭に対する評価が生活様式や健康状態により異なるということが特徴としてあげられます。

本市では、悪臭の規制を悪臭防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づいて行っています。

そして、本市では、平成15年11月1日から悪臭防止法に基づき、悪臭の規制方法を従来のアンモニアなど22種類の悪臭原因物質の濃度規制から、嗅覚測定法による臭気指数規制に変更しました（平成15年8月1日小田原市告示第69号）。

この臭気指数規制は、複数の人の鼻でにおいをかいで臭い状態を数値化したものなので、22種類以外の悪臭物質のにおいや色んな物が混ざった複合臭も規制することができ、悪臭苦情の現状に沿った対応や住民の被害感により適った規制ができるようになりました。

また、規制地域も従来の市街化区域のみから市内全域に拡大しました。（市街化調整区域については平成16年11月1日に開始）

2. 悪臭防止法による規制基準

(1) 規制地域

小田原市全域とする。

(2) 臭気指数の規制基準

区 分		許 容 限 度
第1号規制基準 (敷地境界線)	第1種区域	臭気指数 10
	第2種区域	臭気指数 15
第2号規制基準 (気体排出口)		第1号規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は排出気体の臭気指数
第3号規制基準 (排水水)	第1種区域	臭気指数 26
	第2種区域	臭気指数 31

備考

- 1 第1号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の敷地の境界線の地表における規制基準
- 2 第2号規制基準とは、悪臭原因物質の気体で事業場の排出口における規制基準
- 3 第3号規制基準とは、悪臭原因物質の水で事業場の敷地外における規制基準
- 4 第1種区域とは、住居系地域（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域）
- 5 第2種区域とは、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域

3. 神奈川県生活環境の保全等に関する条例による規制

事業所において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1. 事業所は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3. 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周辺の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りではない。
4. 悪臭を発生する作業は、事業所の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を選んで行うこと。
5. 悪臭を発生する原材料・製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。